

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



50歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

年収の壁って何？

覚えておきたい3つの壁

こんにちは、高橋学です。新元号が決まり、いよいよ新しい時代が始まります。先月は働き方改革関連法の概略をお伝えしましたが、今月も社員の働き方とお金に関するトピックをご紹介します。

皆さんは「年収の壁」をご存知でしょうか？ これは、主婦(主夫)がパート社員として働く時、その金額を超えると手取り額が減るなどのケースが出る節目となる年収額のこと。壁の範囲内となるように仕事をセーブしている方も多いものです。図表1に概要を示しました。中小企業に關係する、①「103万円の壁」、②「130万円の壁」、③「150万円の壁」について見ていきましょう。

①の「103万円の壁」は別名「所得税の壁」。年収103万円を超えると所得税が課せられることから、こう呼ばれます。ただし、課税対象は「103万円を超える部分」であり、税負担は高額ではありません。むしろ、夫(妻)の会社に配偶者手当制度があり、妻(夫)の年収が103万円を超えると打ち切られるなどのケースで意識されることが多いようです。

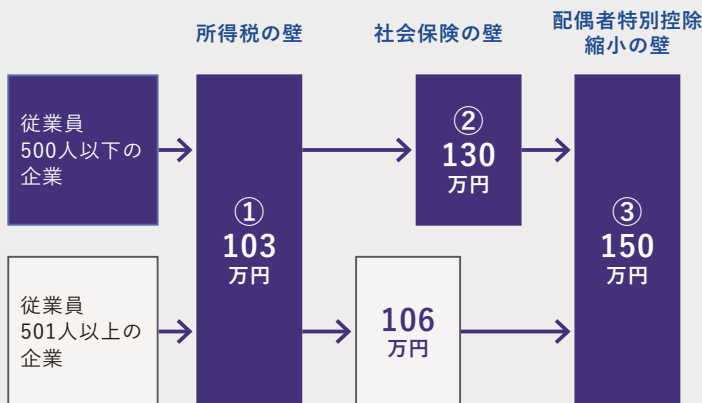
手取り額への影響が大きい130万円の壁

手取り額への影響が少ない「103万円の壁」に対し、大きな影響を受けるのが②の「130万円の壁」、通称「社会保険の壁」です。配偶者が中小企業等に勤務し年収130万円を超えると、扶養から外れ、自分で健康保険や厚生年金などの保険料を納める義務が生じます(加入義務は勤務時間なども含めて判断されます)。この壁を超えて手取り額を増やすには、勤務時間を大幅に増やす必要があります(従業員501人以上の企業は、「106万円の壁」が相当)。

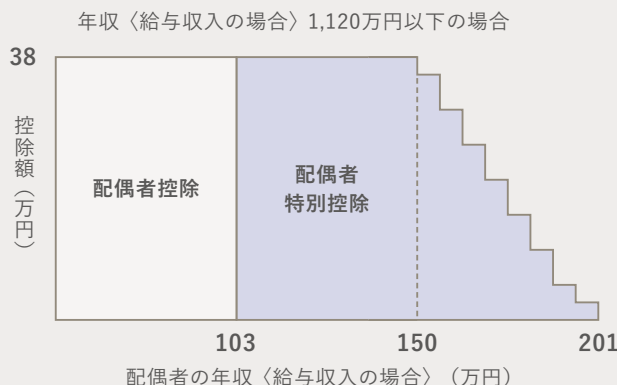
③の「150万円の壁」は、「配偶者特別控除縮小の壁」です。年収が1,120万円までの世帯主は、満額38万円の配偶者特別控除を受けられますが、配偶者の年収が150万円を超えると控除は段階的に引き下げられます(図表2参照。年収1,220万円を超える場合は、控除の対象外)。

年収の壁を見て、皆さんは何を思うでしょう。私は、パート社員が合理的な働き方を考えるのは当然であるものの、キャリアを阻害する壁となるなら残念だと思います。長期的なキャリアパスを話し合うことも大切です。 **M**

■ 図表1 主婦(主夫)の年収の壁



■ 図表2 配偶者控除・配偶者特別控除の控除額のイメージ



(出典)国税庁の資料をもとに当社作成